

かなん医療・U-22

22歳まで医療費を助成

河南町のカナちゃん



令和元年10月1日から

●対象者

河南町にお住まいで、住民基本台帳に記載されており、健康保険に加入している

18歳から22歳までの方

※18歳の4月1日から22歳の3月31日まで（4月1日生まれの方は、21歳の3月31日まで）の期間に受診したものが対象です。

※所得による制限はありません。

助成の対象

入院・通院・調剤等にかかる保険適用の医療費

- ・入院時の食事療養費や訪問看護療養費等も含まれます。
- ・健康保険が適用されないもの（予防接種、健康診断など）は、対象外となります。

※医療費が高額となる場合は、高額療養費還付もしくは限度額証交付を健康保険組合から受けた後に申請してください。窓口等で確認を行う場合があります。

助成の方法

役場こども1ばん課で、助成の申請をしてください（郵送での申請も可能です）。

審査の結果、助成の対象となる場合は、申請書に記入された金融機関の口座に助成金を振り込みます。

※マイナ保険証等を持たずに受診した場合は、まずは健康保険組合などに払戻しの手続きを行ってください。

※治療用器具や高額療養費に該当する場合、健康保険組合などが発行した支給決定書、医師が発行した証明書等が必要になります。

申請に必要なもの

- ・医療機関発行の領収書の**原本**（保険点数の記載されたもの）
- ・**申請者の本人確認書類の写し**（資格確認書等、マイナンバーカード（表面）、運転免許証、年金手帳またはパスポートなどの公的証明書）
- ・受診者などの振込先口座のわかるもの（通帳、金融機関のアプリなど）

※申請者や振込先名義人が異なる場合、委任状が必要な場合があります。

領 収 書					
				△△病院	

預金通帳	
123 4567890	〇〇〇〇〇様
〇〇〇BANK	



● 助成金額

医療機関で支払った保険適用の医療費から、1日につき500円まで（月2回限度）の自己負担分を除いた差額を口座振替にて助成します。

種 類	自己負担金額	内 容 ・ 補 足
外来受診 （歯科も含む）	医療機関ごと 1日最大 500円 ※同月3回目以降は 0円（全額助成）	* 外来を受診した場合の保険診療医療費が対象です。 * 保険診療医療費が500円に満たない場合は、その額が自己負担額となります。
入 院	1日 500円 ※同月3日目以降は 0円（全額助成）	* 入院した際の保険診療医療費が対象となり、食事療養費・検査・手術費用も含まれます。 * 差額ベッド代や診断書の作成等の保険適用外は、助成の対象になりません。
調剤薬局	0円 （全額助成）	* 外来受診によって処方された保険適用分の薬が対象となります。
治療用装具	0円 （保険適用の範囲内で 全額助成）	* 怪我や病気などの治療のため、医師の指示に基づいて装具を作製した場合に、保険適用の範囲内で助成します（コルセット、義足等）。 * まずは健康保険組合などに払い戻しの手続きを行ってください。健康保険適用額の助成を受け、残りの自己負担額（3割相当額）を町が助成します。

- ・ 同じ医療機関でも、「入院」と「通院」の日数は別カウントになります。
また、同じ医療機関で「歯科」と「それ以外の診療科」にかかった場合も、同様です。
- ・ 1ヶ月の間に複数の医療機関を受診し、支払った自己負担金が2,500円を超えた場合、超過分の金額を助成します。（ただし、一部自己負担額は個人単位で計算し、世帯の合算は行いません。）

● 振込について

- ・ 毎月末日に受け付けを締め切り、翌月末までに振り込みます。
- ・ 審査などの確認作業のため、振り込みが遅れる場合があります。

● その他、注意事項

- ・ 医療機関発行の領収書は、原本を提示してください。
助成申請済みであることを示すスタンプを押印のうえ、領収書は返却します。
- ・ 払戻しの有効期間は、5年間です。治療用装具などの場合、2年間となることがあります。診療日から5年以内のもので、医療助成の対象である場合、申請時の年齢や住所要件に関わらず申請が可能です。ただし、診療時点で医療費助成対象の要件を満たさない場合は、助成対象外となります。